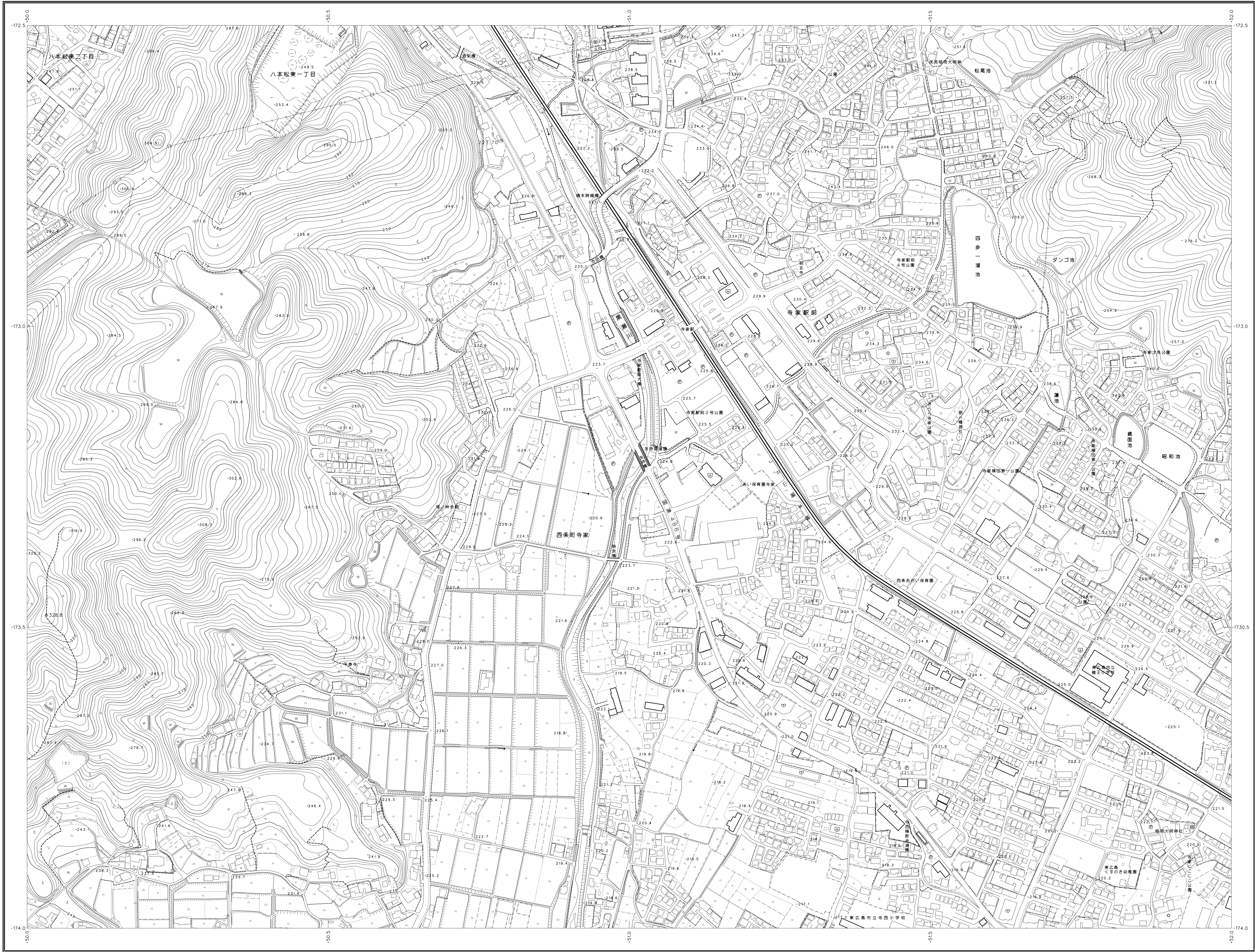


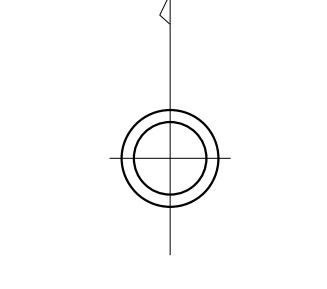
東広島市地形図 O-7

1:2,500地形図



N-6	N-7	N-8
O-6	O-7	O-8
P-6	P-7	P-8

行政区画
東広島市



記号

△ 25.6	三角点
□ 25.62	水準点
○ 25.6	新測点
▽ 25.6	公共測量点
● 25.62	公共測量点
● 25.6	新測点
○ 25.6	公共測量点
△ 25.6	電子水準点

▽	官公署	●	門
△	裁判所	□	屋
○	病院	○	記念碑
◎	診療所	○	古井
◎	森林管理署	○	墓
◎	警察署	○	灯台
◎	交番	○	鳥居
◎	消防署	○	トンネル・橋
◎	職業安定所	○	竪立扉(庇)
◎	税務支所	○	竪立扉(針葉樹)
◎	出張所	○	油井・ガス井
◎	神社	○	起重機
◎	寺	○	タンク
◎	キリスト教会	○	煙突
◎	学校	○	塔
◎	幼稚園・保育園	○	塔
◎	公民館・公民館	○	電線塔
◎	保育園	○	柱石
◎	郵便局	○	水塔
◎	銀行	○	水塔
◎	協同組合	○	窠
◎	農産	○	窠(橋脚)
◎	火災倉庫	○	遊楽・娯楽
◎	工場	○	材料倉庫
◎	発電所	○	石段
◎	無線局	○	ハ
◎	カナルスタンド	○	ハ
◎	駐車場	○	ハ

○	田	○	雑草
○	畑	○	地
○	水田	○	水田
○	草地	○	草地
○	森林	○	森林
○	竹林	○	竹林
○	荒れ地	○	荒地



東
広
島
市

この図面は平成14年度国土交通省告示第9号の規程による基準座標系、投影はメルカトル図法、図面に表示してある標高値はキロメートル単位、方位は0.5キロメートル間隔、高さの基準は東京湾の平均海面、等高線の間隔は2メートル、平面直角座標値は、世界測地系による

一部修正	平成 48年10月	(撮影 昭和 48年 5月)
一部修正	平成 18年 3月	
一部修正	平成 21年 3月	(撮影 平成 20年 5月)
一部修正	平成 24年12月	(撮影 平成 24年10月)
一部修正	平成 30年12月	(撮影 平成 29年 6月)
一部修正	令和 4年 7月	(撮影 令和 2年 8月)

縮尺系 従来系
等高線間隔 2m



1:2,500

この地区は、測量法の既定に基づき国土地理院長に
公共測量実施計画書を提出し、かつ国土地理院長の承認を得て
測量所管の測量機及び測量成果を使用して作成したものである。
(測量番号)昭48第10309号

この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。
(測量番号)平30中公第16号

この測量成果は、国土地理院長の承認及び助費を得て
同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである。
(測量番号)平17中公第564号

この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。
(測量番号)平4中公第24号

O-7

株式会社 日航コンサルタント
国際航業株式会社 修正